

常陸太田市教育委員会定例会（7月）会議録

- 1 日 時 平成28年7月22日（金）午後2時00分
- 2 場 所 市役所 分庁舎203・204会議室
- 3 出席委員 委員長 小林 憲男
委員長職務代理者 佐川 美都里
委員 大金 隆子
委員 稲田 昌孝
教育長 中原 一博
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局職員 教育次長 菊池 武
教育総務課長 江尻 伸彦
指導室長 西連寺 有
指導室 梶山 啓
生涯学習課長兼生涯学習センター館長 関 勝仁（欠席）
文化課長 大畠 敬一（欠席）
スポーツ振興課長 木村 久男
図書館長 金澤 栄
学校給食センター所長 増山 泉
- 6 会議録署名委員 大金 隆子 委員
- 7 議 案 議案第30号 平成29年度使用小・中学校教科用図書採択について
- 8 その他
- 9 閉 会 （午後2時27分）

委員長	<p>午後3時00分、ただ今から教育委員会7月定例会を開会する。</p> <p>出席委員は全員、欠席委員なし。事務局職員は生涯学習課長兼生涯学習センター所長と文化課長、2名が欠席。会議録署名委員は大金隆子委員にお願いする。早速、議案に入る。議案第30号「平成29年度使用小・中学校教科用図書採択について」事務局から説明を願う。</p>
教育次長	<p>それでは、1ページの議案第30号について、説明をいたします。議案第30号「平成29年度使用小・中学校教科用図書採択について」です。</p> <p>平成29年度使用の本市小・中学校（通常学級）及び小・中学校特別支援学級（知的障害）用教科用図書は、茨城県第1採択地区教科用図書選定協議会の選定した次の教科用図書を採択するものとする。平成28年7月22日提出。常陸太田市教育委員会 教育長 中原一博。提案理由といいたしまして、平成29年度使用の本市小・中学校教科用図書を採択するものであります。</p> <p>次の2ページからは詳細の内容になっております。この内容につきましては、指導室・梶山啓指導主事より説明をいたします。</p> <p>本日は、本市の平成29年度使用小・中学校教科用図書採択について、協議いただきます。よろしくお願いします。この資料は、平成28年7月13日（水）に、高萩市教育委員会で開かれました茨城県第1採択地区教科用図書選定協議会での選定結果と採択結果になります。</p> <p>まず、教科用図書の採択について説明します。資料の11ページをご覧ください。これは、義務教育諸学校の教科用図書の採択方式の関連図で、採択方式を図でまとめております。県では教科用図書選定審議会があり、そこで調査員会、調査員がおり研究結果の報告をしているところであります。本市が関係するところとしましては、資料の右側の太枠のところです。中段に第1採択地区教科用図書選定協議会という組織があります。これは、資料9ページの③採択地区に書いてあります「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。」と義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条で決められています。本市は、北茨城市、高萩市、日立市、とともに4市で第1採択地区教科用図書選定協議会を、共同開催しているものであります。教育委員等を含めた調査委員で構成された調査部会があり、各教科書の内容について調査研究していただいたところであります。また、9ページの④教科用図書の採択に書いてあるように、「当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議し</p>
指導室指導主事	

て種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」となっています。そこで、本日は、教育委員会で来年度使用する小・中学校教科用図書を採択していただきます。

2ページをご覧ください。小学校の通常の学級の教科用図書の選定結果です。種目の欄をご覧いただきますと、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健の9種目でございます。細かくは、国語が国語と書写、社会が社会と地図に区分され、11種類でございます。表の右側教科書番号ですが、表中斜線があるところについては、教科書はありません。また2学年にまたがって記載のあるところ、例えば、社会の3年と4年については2学年、2年間で1冊の教科書を使うことになります。

続いて3ページをご覧ください。中学校の通常の学級の教科用図書の選定結果です。種目の欄をご覧いただきますと、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、外国語、技術・家庭、職業・家庭の10種目でございます。細かく見ますと、国語が国語と書写、社会が地理的分野、歴史的分野、公民的分野、地図、音楽が一般と器楽合奏、技術・家庭が技術分野と家庭分野に区分され、16種目あります。

資料9ページの⑤同一教科用図書を採択する期間をご覧ください。「法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。」となっています。したがって、小学校の通常の学級の教科用図書については、平成26年度採択替えを行い、一昨年採択以後4年間継続して使用するもので、昨年度と同じ教科用図書の内容となっております。選定協議会においては、「継続採択」とっております。また、中学校の通常の学級の教科用図書については、昨年度採択しており、今年度から4年間継続して使用するもので、昨年度と同じものとなっております。選定協議会においては、「継続採択」とっております。資料10ページの「2 小・中学校教科用図書の検定・採択の周期」に小・中学校の採択の周期が示されています。小学校と中学校の通常の学級の教科用図書の採択をお願いします。

次の4ページ以降につきましては、特別支援学級の知的障害用の採択結果です。特別支援学級で使用する図書については、毎年採択替えのものとなります。これは通常学級とは違い、知的障害学級に在籍するその子の実態にあった教科書が選べるようにと、特別に検定教科書以外の図

書を選んでいるものであります。表を見ていただくと、検下と星印と一般という表記があります。検下とは検定本ではありますが、一学年下の教科書を表しています。星印の標記については、文部科学省が著作した教科書を意味しているものであります。通常、星本と言われ、内容的には非常に易しく作られている教科書となっております。一つ星本、二つ星本、三つ星本が小学校で使用するものです。例えば、4ページの国語Bでは、3年生から6年生まで、同じ教科書を使用することになります。内容としましては、簡単な漢字であったり、カタカナを使ったりしたものです。四つ星本は、中学校で使用するものです。一般とは一般図書で、本屋で売っている図書であります。通常の教科書では知的に学習が難しい場合に、興味をもって取り組めるような図書を選んで教科書として使用することになります。第1採択地区教科用図書選定協議会で選ばれた教科書を本日展示してございます。手前に小学校、奥に中学校と、これらの教科書が選定されておりますので、それぞれ見ていただいて採択していただきますようお願いします。特別支援学級の知的障害用の教科用図書の採択をお願いします。

また、資料の9ページに、⑥に「採択の時期」と記載があります。採択は8月31日までに行われなければならないとされており、それまでは採択に係るものは非公開扱いとなります。9月1日からは採択結果がホームページ等で公開されることになります。本日の資料につきましても、取扱注意のほど、よろしくお願ひいたします。

委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何かご意見等はありますでしょうか？選定委員さんにおいて十分検討をされて第1採択地区において選定された経過がございますが、この場ではいかかがでしょうか？ご質問等はございますか？</p> <p>皆様、特別ないようですので、採択ということでよろしいでしょうか？</p>
教育長	<p>資料の2ページ、3ページを見ていただきたいのですが、選定結果の表中に左側ですが、「種目」という欄があります。中学校は9教科・15種目ですが、例えば、国語は国語と書写というように2種目あるわけです。種目ごとに県北4市では4年間同じ教科書を使用することになりまして、同じものなら継続採択は不要ではないか？と思われるかもしれません、そうではなく、市教育委員会で採択することになっています。4ページからは特別支援学級・知的障害用の教科書になっています。内容が易しいものになっていまして、表中の左側に「型」という欄がありますが、アルフ</p>

	<p>アベットのA・Bと記載があります。Aは障がい程度が軽度の方、Bは障がい程度が重い方が使用するものになっています。教科書の出版社は何社かありますが、文部科学省の検定が通っていないと採択されないことになっています。また、「一般」とありますが、法律上、一般の書店で取り扱っている本を教科書として使用することになります。</p> <p>表中の矢印記載についてですが、1年間で検定や検下、一般の教科書を使用するのではなく、2年間かけてその教科書を使用するという意味の記載になっています。教科書図書の無償措置法では無償で1冊に限り配布することになっています。</p>
委員	異議なし。
委員長	<p>ただいま教育長からも補足がありましたが、他の委員の皆さん、いかがでしょうか？</p> <p>特にないようですので、それでは、平成29年度使用の本市小・中学校（通常学級）及び小・中学校特別支援学級（知的障害）用教科用図書につきましては、資料にありますように、茨城県第1採択地区教科用図書選定協議会の選定した教科用図書を採択するということで、進めさせていただきます。なお、先ほど説明がありましたが、8月31日までは非公開という取扱いとなっております。皆様のご協力をお願いします。</p> <p>以上で、議案第30号について議決させていただきました。</p> <p>その他に移りますが、事務局から何かありますでしょうか？</p>
教育総務課	<p>当面の予定について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回教育委員会（8月）定例会 8月26日（金）午後3時00分 市役所分庁舎会議室 ・教育委員会委員による学校訪問（常陸太田地区） 10月目途に日程調整をしますのでお願いします。 ・平成28年度市町村教育委員会連合会研修会 10月18日（火）予定 水戸市内
委員長	閉会 14：27（所要時間27分）